

社会福祉法人池田町社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬  
並びに費用弁償に関する規程

(平成2年規程第4号)

|    |       |     |     |        |
|----|-------|-----|-----|--------|
| 改正 | 平成3年  | 4月  | 1日  | 規程第10号 |
|    | 平成5年  | 4月  | 1日  | 規程第1号  |
|    | 平成7年  | 4月  | 1日  | 規程第1号  |
|    | 平成9年  | 3月  | 28日 | 規程第1号  |
|    | 平成13年 | 5月  | 28日 | 規程第2号  |
|    | 平成14年 | 5月  | 27日 | 規程第1号  |
|    | 平成18年 | 3月  | 29日 | 規程第5号  |
|    | 平成20年 | 3月  | 24日 | 規程第3号  |
|    | 平成28年 | 12月 | 8日  | 規程第4号  |

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人池田町社会福祉協議会役員・評議員、評議員選任・解任委員会委員並びに心配ごと相談所相談員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等に支給する報酬は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、別表2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年規程第10号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

| 職名            |    | 区分         | 報酬額                                   |
|---------------|----|------------|---------------------------------------|
| 役員            | 理事 | 日額         | 6,200 円<br>但し、4 時間以下の会議等の報酬額は、3,800 円 |
|               | 監事 | 日額         | 6,200 円<br>但し、4 時間以下の会議等の報酬額は、3,800 円 |
| 評議員           |    | 日額         | 6,200 円<br>但し、4 時間以下の会議等の報酬額は、3,800 円 |
| 評議員選任・解任委員会委員 |    | 日額         | 6,200 円<br>但し、4 時間以下の会議等の報酬額は、3,800 円 |
| 心配ごと相談員等      |    | 半期毎及び事例検討会 | 6,200 円<br>但し、4 時間以下の会議等の報酬額は、3,800 円 |

別表 2

| 区 分 | 車賃 1 km<br>につき | 日当 (1 日<br>につき)       | 宿泊料 (1 夜につき) |        | 食卓料<br>(1 夜に<br>つき) |
|-----|----------------|-----------------------|--------------|--------|---------------------|
|     |                | 県 外                   | 県 内          | 県 外    |                     |
| 役員等 | 円              | 円                     | 円            | 円      | 円                   |
|     | 30             | 2,200<br>日帰り<br>4,000 | 10,000       | 13,000 | 2,000               |